

茨木市建設工事等入札事務処理要領

(趣 旨)

第1 この要領は、茨木市が発注する建設工事及び建設工事に係る業務委託（以下「建設工事等」という。）の請負契約における入札事務について、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加業者)

第2 制限付一般競争入札における入札参加業者（以下「確認業者」という。）の決定は、別に定める茨木市制限付一般競争入札実施要綱又は茨木市事後審査型制限付一般競争入札実施要綱によるものとする。

2 指名競争入札における入札参加業者（以下「指名業者」という。）の選考は、別に定める茨木市建設工事等請負業者選考要領によるものとする。

(入札通知等)

第3 契約担当課長（以下「主管課長」という。）は、執行伺が決裁され、確認業者又は指名業者が決定したときは、次の見積り期間を考慮のうえ設計図書等配布日及び入札日時、場所等を決定し、指名業者に対しては書面により通知するものとする。

(1) 建設工事等1件の設計金額が500万円に満たないものは

1日以上

(2) 建設工事等1件の設計金額が500万円以上5,000万円に満たないものは

10日以上

(3) 建設工事等1件の設計金額が5,000万円以上のものは

15日以上

ただし、やむを得ない事情があるときは(2)、(3)の期間を5日以内で短縮することができる。又、見積り期間には、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は算入しないものとする。

2 主管課長は、第1項の通知についてもやむを得ない事情があるときは電話等により通知することができる。

3 茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱第2第2項の事項に該当するときは、当該指名業者に通知するものとする。

(入札執行者)

第4 入札の執行は、主管課長が行うものとする。ただし、主管課長が行うことができない場合は主管課長が指名した職員が代行するものとする。

(入札場所)

第5 入札場所は、原則として庁内に限るものとする。

(入札)

第6 入札執行者は、入札場所に「予定価格・最低制限価格調書」（以下「予定価格調書」という。）及びくじ等を用意し、定刻に入札参加業者の確認を行う。

2 入札書を配布し、必要事項を記入投函させる。

3 前項の入札は代理人をして行わせることができる。この場合当該代理人は、入札前に委任状を入札執行者に提出しなければならない。

(開札)

第7 開札は、全員入札後直ちに入札場所において入札者を立ち合わせて行うものとする。

2 入札者が開札に立ち会わないときは、入札執行者は当該入札に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

3 入札執行者は、開札するにあたっては開札する旨を宣し開札するものとする。

4 入札執行者は、開札後直ちに予定価格調書を開封し、入札書のうち予定価格の範囲内の入札の有無を確認するものとする。ただし、最低制限価格を設けた場合にあつては、最低制限価格以上の入札の有無を確認するものとする。

5 入札執行者は、前項ただし書きの場合において、最低制限価格未滿の入札をした者に、再入札に参加できない旨を通告するものとする。

(落札)

第8 入札執行者は、前条第4項の開札の結果、予定価格の範囲内で最低の価格を入札したものをもって落札者と決定するものとする。ただし、最低制限価格を定めているときは、最低制限価格以上でかつ最低の価格を入札したものを落札者と決定するものとする。

2 入札執行者は、落札者が決定した場合、落札業者名、落札金額を発表するものとする。又、入札者から求められれば他の入札参加者の金額も発表することができる。ただし、この場合他の入札者の同意を求めるものとする。

(再度入札)

第9 入札は、原則として2回までとする。

2 2回入札を行っても落札者がいないときは、入札を打切り、指名業者の更新を図るものとする。ただし、2回目の入札の結果よりみて、次回目に落札する見込がある場合は、3回目の入札を行うことができ、又、随意契約ができる状況のときは、所定の決裁手続を経て予定価格の直近上位の入札業者と予定価格の範囲内で随意契約をすることができる。

(くじによる落札者の決定)

第10 入札執行者は、落札者となるべき同価入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者に「落札者を決定するくじ」をひかせ、落札者を決定するものとする。なおこの場合、入札書にくじをひいた結果、落札した旨を落札者をして記入させ、署名押印させるものとする。

2 前項の場合において当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。なお、この場合は入札書にその旨を記入するものとする。

附 則

この要領は、昭和52年5月1日から実施する。

附 則

この要領は、昭和55年7月4日から実施する。

附 則

この要領は、昭和62年4月20日から実施する。

附 則

この要領は、昭和62年6月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成元年3月20日から実施する。

ただし、法の施行に伴い、設計金額の算定に当たり消費税分を考慮するものから実施する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から実施する。